

(公印省略)
介高第924-51号
令和4年11月22日

各特別養護老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 佐藤 貴彦

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いの延長について

このことについて、令和2年2月17日付け厚生労働省老健局の事務連絡を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、「一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合」について、群馬県が所管する介護保険施設及び事業所に係る令和2年3月の柔軟な取扱いを別添のとおり定めたところですが、県内で感染者が発生している状況を踏まえ、令和4年12月まで延長することとしましたので御承知願います。

なお、令和5年1月以降における取扱いについては必要に応じて対応を検討します。

また、市町村や他県が所管する事業所における取扱いについては、各自治体に必ずお問い合わせください。

事務担当

福祉施設係 (電話：027-226-2569)

保健・居住施設係 (電話：027-226-2566)

居宅サービス係 (電話：027-226-2575)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年3月分）

令和2年2月17日付け厚生労働省から事務連絡のあった標記の件につきまして、「一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合」について、下記のとおり群馬県所管施設・事業所における令和2年3月分の取扱いを定めましたので、御留意下さい。

なお、群馬県所管以外の施設・事業者については、各自自治体に御確認をお願いします。

1 各サービス共通

(1) 人員基準欠如（夜勤職員配置基準は除く）

利用者の処遇に配慮した上で、次のいずれも満たす場合は、介護報酬の請求上は人員基準欠如とみなさない。

- ①当初予定していた勤務体制では、基準を満たしていた。
- ②新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、結果として、基準を満たせなかった。
- ③②について理由を記録の上、後日、確認を求められた場合に説明ができるようにすること。

(2) 基準以上の人員を配置した場合に算定可能となる加算

(1) 人員基準欠如と同様の取扱いとする。

ただし、夜勤職員配置加算及び3月から新規に取得する加算は除く。

2 施設サービス共通

(1) ユニット型施設における職員配置

新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）のため、当初予定していた勤務体制が維持できない場合は、ユニットを超えた職員配置を可能とする。

(2) 施設長(管理者)の直接処遇職員との兼務について（介護保険施設）

新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、やむを得ず施設長(管理者)が直接処遇職員の業務に従事せざるを得ない場合は、兼務を認める。

3 居宅サービス共通

管理者の直接処遇職員との兼務について（居宅サービス事業所）

新型コロナウイルス感染症に係る対応（子どもの世話のための休暇を含む）のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、やむを得ず管理者が同一敷地内の併設事業所等（有料老人ホーム含む）の直接処遇職員の業務に従事せざるを得ない場合は、兼務を認める。